

印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部決裁規程

平成 8 年 3 月 25 日

水道企業部訓令第 1 号

改正 平成14年 3 月 11 日水企訓令第 1 号 平成15年 3 月 31 日水企訓令第 1 号
平成16年 3 月 24 日水企訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第 2 項の規定に基づき、水道事業について管理者の権限を行う組合管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又はその補助職員が、管理者の権限について、最終的に意志決定を行うことをいう。
- (2) 専決 管理者の補助職員が、この訓令に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁者が不在のとき、その者より下位の者がその者の処理する事務を一時決裁者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 旅行その他の理由により決裁者が決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 課 印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部組織規程(昭和56年規程第 1 号。以下「組織規程」という。)第 2 条第 1 項に規定する本庁の課及び組織規程第 2 条第 2 項に規定する出先機関をいう。
- (6) 部長 印旛都市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和56年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 4 号)第 4 条第 2 項に規定する水道企業部の長をいう。
- (7) 課長等 組織規程第 5 条第 1 項に規定する課長及び組織規程第 5 条第 2 項に規定する場長をいう。

(8) 技監 組織規程第5条第3項に規定する技監をいう。

(9) 課長補佐 組織規程第5条第1項に規定する課長補佐をいう。

(決裁の順序)

第3条 決裁は、事務担当者が起案ののち、順次上司の意志決定を経て、管理者の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第4条 部長及び課長等は、別表第1に定めるところにより、それぞれ専決することができる。

2 前項に規定するもののほか、部長及び課長等は、管理者が指示した事項について専決することができる。

(財務会計事務等に関する専決事項)

第5条 前条に規定するもののほか、部長及び課長等は、次の各号に掲げる事務について別表第2及び別表第3に定めるところにより専決することができる。

(1) 財務会計に関する事務

(2) 建設工事等の施工に関する事務

(3) 予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務

(4) 一般競争入札に係る公告、入札保証金の減免、入札書の郵送による入札の禁止及びその他競争入札に関する事務

(5) 契約の締結に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、部長及び業務課長は、同項各号に掲げる事務であつて、管理者が特に必要があると認めるものについては、別に定めるところにより専決することができる。

(専決できない事項)

第6条 前2条の規定により専決できる事務のうち、ことの重要又は異例に属するものについては、前2条の規定にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。

(管理者の代決者)

第7条 管理者の決裁を要する事務について管理者が不在のときは、職務代理者がその職務を代理する場合を除き、部長がその事務を代決する。

(部長の代決者)

第8条 部長が専決する事務について部長が不在のときは、主務課長(その事務を所掌する課の長又は場長をいう。以下同じ。)がその事務を代決する。ただし、当該事務を担当する技監が置かれているときは、技監(技監が不在のときは、主務課長)

がその事務を代決する。

(課長等の代決者)

第9条 課長等が専決する事務について課長等が不在のときは、課長補佐(課長補佐が置かれていない課にあつては、課長等が指名する者。以下この条において「課長補佐等」という。)がその事務を代決する。ただし、当該事務を担当する主幹が置かれている課にあつては、主幹(主幹が不在の時は、課長補佐等)がその事務を代決する。

(代決の原則)

第10条 この重要若しくは異例に属する事項、新規の計画に関する事項、至急に処理することを要しない事項又は上司があらかじめ指示した事項については、前3条の規定に関わらず代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので上司の許可を得たものは、この限りでない。

2 代決した事項については、事後速やかに決裁者の後閲を受けなければならない。ただし、軽易又は定例に属する事項及びあらかじめ決裁者の指示した事項については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部専決規程の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部専決規程(昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合訓令第3号)は、廃止する

附 則(平成14年3月11日水企訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日水企訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日水企訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項)

課名	部長専決事項	課長等専決事項
各 課 共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 技監及び課長等の旅行命令(2泊以内)及び復命に関する事。 2 所属職員の旅行命令(3泊以上)及び復命に関する事。 3 技監及び課長等の週休日の振替及び代休日の指定に関する事。 4 技監及び課長等の年次休暇及び夏季特別休暇の承認に関する事。 5 法令等に基づく申請、届出及び報告(定例的又は軽易なものを除く。)の受理及び提出に関する事。 6 所掌事務に係る照会及びこれに対する回答に関する事。 7 前各号のほか課長等が専決できる事項。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員の旅行命令(2泊以内)及び復命に関する事。 2 所属職員の週休日の振替及び代休日の指定に関する事。 3 所属職員の年次休暇及び夏季特別休暇の承認に関する事。 4 所属職員の時間外勤務(休日勤務)、特殊勤務命令に関する事。 5 法令等に基づく申請、届出及び報告のうち定例的又は軽易なもの(別に定めるものを除く。)の受理及び提出に関する事。 6 所掌事務に係る軽易な照会及びこれに対する回答に関する事。 7 所掌事務についての証明に関する事。 8 所属職員の事務分掌に関する事。 9 情報公開に関する事。
業	<ol style="list-style-type: none"> 1 技監及び課長等の特別休暇の承認及び命令に関する事。 2 所属職員の療養休暇(結核性疾患以外によるものであって、7日以内のもの。)の承認に関する事。 3 所属職員の介護休暇の承認に関する事。 4 所属職員の職務専念義務免除(2日以内)の承認又は許可に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員(課長等の職以上の職にある者を除く。)の特別休暇の承認及び命令に関する事。

<p>務 課</p>	<p>5 職員の研修に関する事 6 職員の福利厚生に関する事 7 職員の安全衛生管理に関する事 8 職員の児童手当に関する事。</p>	<p>2 研修の実施に関する事。 3 福利厚生事業の実施に関する事。 4 健康診断の実施に関する事。 5 人事及び給与に関する事。 イ 非常勤職員に関する事。 ロ 通勤手当の額の決定に関する事。 ハ 扶養手当、住居手当の認定に関する事。 ニ 職員の服務に関する諸届の受理に関する事。 6 児童手当に関する事。 イ 支給資格及び手当の額の認定に関する事。 ロ 手当の支給に関する事。 ハ 不正手段受給者からの徴収に関する事。 7 被服等の貸与に関する事。</p>
<p>工 務 課</p>	<p>1 用水供給(重要な事項を除く。)に関する事。 2 年間受水量の承諾に関する事。</p>	<p>1 用水供給(定例的又は軽易なもの)に関する事。 2 所掌工事に係る用地占用(使用)に関する事。 3 所掌工事等の設計、審査、材料の選定及び検査に関する事。</p>
<p>ポン プ 場</p>		<p>1 所掌工事等の設計、審査、材料の選定及び検査に関する事。</p>

別表第 2 (第 5 条第 1 項)

課名	部 長 専 決 事 項	課 長 専 決 事 項
業 務 課	1 予算の目内流用及び予備費の充 用に関する事。 2 例月出納検査に関する事。	1 過誤納金の還付に関する事。 2 契約保証金の減免及び還付に 関する事。 3 入札保証金の減免及び還付に 関する事。

別表第3(第5条第1項)

執 行 区 分		専 決 区 分	
		部 長	課 長 等
収 入 予 算 の 執 行		5,000万円未満	3,000万円未満
支 出 予 算 の 執 行	1 工事請負費(支給材料を含む)	3,000万円未満	1,000万円未満
	2 土地取得費	1,000万円未満	500万円未満
	3 固定資産取得費	500万円未満	100万円未満
	4 たな卸資産購入限度額	1,000万円未満	500万円未満
	5 補償費	500万円未満	100万円未満
	6 委託費(事業費)	500万円未満	100万円未満
	7 修繕費(事業費)	1,000万円未満	500万円未満
	8 動力費及び薬品費	1,000万円未満	500万円未満
	9 企業債償還金、支払利息	3,000万円未満	1,000万円未満
	10 給料、手当等賃金、法定福利費、報酬、旅費及び退職給与金		全 額
	11 燃料費、光熱水費、通信運搬費、被服費、賃借料、手数料及び公課費		全 額
	12 その他	100万円未満	10万円未満
支 出 請 求	1 動力費、薬品費、企業債償還金、支払利息、給料、手当等、賃金、法定福利費、報酬、旅費、退職給与金、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料及び公課費		全 額
	2 その他	3,000万円未満	1,000万円未満

備考

- 1 予算の執行額を変更しようとする場合は、その変更後の額に該当する専決区分による。
- 2 予算の執行等については、業務課長へ回議しなければならない。